

国際関連情報 Report from IASB

退職後給付の研究・プロジェクトに関するアジェンダ・コンサルテーション（2015年）へのコメント対応

IASB 客員研究員 **はら かん
原 寛**

今回は、私が2016年5月の国際会計基準審議会（IASB）会議にスタッフ・ペーパーを提出した、表記のコメント対応についてご報告申し上げます。なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解であることをあらかじめ申し添えます。

背景

IASB が公表した2015年アジェンダ・コンサルテーションの意見募集文書には、退職後給付の研究・プロジェクトに関する個別の質問は含まれていませんでしたが、研究・プロジェクト全体の1プロジェクトとして、相対的なプロジェクトの重要性や緊急度に関する意見が募集されていました。

アジェンダ・コンサルテーションに対するフィードバックの概要

アジェンダ・コンサルテーション全体で、IASB は119 通のコメント・レターを受領しましたが、そのうち、59 通のコメント・レターに退職後給付の研究・プロジェクトに関す

る、相対的な重要性や緊急度の評価について意見が寄せられました。

また、2 通のコメント・レターにはそのような評価は記載されていないものの、同プロジェクトに関するコメントが寄せられました。

退職後給付の研究・プロジェクトについて相対的な重要性（緊急度もほぼ同様）が高いと評価したコメントは13 通（21%）、中程度であると回答したのは21 通（35%）、低いと回答したのは25 通（41%）、残りは評価なしの2 通（3%）というものでした。

重要性や緊急度が高い又は中程度と回答したコメント提供者のうち、24 通のコメント・レターに、具体的な理由の記載がありました。主な理由は以下の2 つでした。

- (1) ハイブリッド型の退職後給付制度の会計処理の検討の必要性（18 通、詳細は後述）
- (2) 割引率に関するIAS第19号「従業員給付」の現行規定の見直しの必要性（3 通、主に優良社債について厚みのある市場が存在する場合と存在しない場合とで、使用される割引率に大きな相違が生じ得るため、企業間の比較可能性が阻害されているとの意見）

一方、重要性や緊急度が低いと回答したコメント提供者数のうち、13 通のコメント・レ

ターに、具体的な理由の記載がありました。主な理由は以下の2つでした。

- (1) IAS 第19号の実務上の適用に関して、重要な問題は生じていない(7通)
- (2) IASB リソースが限られていることや、他により重要なプロジェクトが存在するため、このプロジェクトの相対的重要性や緊急度は低い(4通)

ハイブリッド型の退職後給付制度の会計処理の検討の必要性

上述のとおり、18通という多くのコメント・レターが当該会計処理の検討の必要性に直言及していました。ハイブリッド型の退職後給付制度とは、確定給付制度と確定拠出制度の双方の特徴を有する制度を意味しており、現行の会計処理ではその経済的実態を適切に表現できていないと指摘されています。ハイブリッド型の制度には、例えば以下のような制度が含まれます。

- 従業員への退職後給付の支払は、退職時(ここでは単純化のため1年後と仮定する)における特定の制度資産の公正価値に基づく(株式への投資で運用)。
- ただし、株式の運用実績が悪化した場合には、企業は最低保証として、一定額(率)の支払を従業員に対して行う義務を別途、有する。
- 当期末現在の制度資産の公正価値は100と仮定する。
- 翌年の株式の期待運用収益は当期末現在で5%と見積られたが、IAS 第19号で使用が求められている割引率(優良社債の利回り)は1%と仮定する。
- この場合、当期末の確定給付制度債務の測定方法としては、まず $100 \times 1.05\%$ で105(将来予想支給額)を求め、さらに105を1%で

割り引くことにより、確定給付制度債務は104(小数点以下四捨五入)と算定される。

多くのコメント提供者が、このような制度の場合、現行のIAS 第19号の規定を適用すると、制度資産は100、確定給付制度債務は104となり、正味4の確定給付負債が貸借対照表に計上されることになり、当該制度の経済的実態が適切に表現されないと主張しています。なぜなら、企業の見積りどおりに1年後の制度資産の公正価値が105となった場合には、企業は当該金額を従業員に支払えばよく、企業にとって追加の拠出負担は生じないため、企業の負債が過大計上されているというものです。

スタッフ提案

上述のコメント提供者からのフィードバック等をふまえ、スタッフはIASB 会議において以下の提案を行いました。

- 上述のハイブリッド型の退職後給付制度の会計処理に絞って、IAS 第19号の修正により会計処理が改善することができるかどうかを追加的に調査する。
- その他の退職後給付に関する追加的な作業は実施しない。

ハイブリッド型の退職後給付制度の会計処理を改善するために、現時点でスタッフが検討することを考えているアプローチは、「Capped ultimate costs adjustment model」と呼ばれるアプローチです。このアプローチは、上述のような特定の制度資産の運用実績に基づき支払が行われる退職後給付制度に関して、将来予想支給額の算定において使用する期待運用収益率を債務に適用される割引率を「上限」に使用するというものです。

例えば、上述の例に当てはめると、当期末の確定給付制度債務の測定方法としては、 $100 \times$

1.05% で 105 (将来予想支給額) を求めるのではなく、上限である債務に適用される割引率 1% を使用したうえで、 $100 \times 1.01\%$ で 101 (将来予想支給額) を求め、さらに 101 を 1% で割り引くことにより、確定給付制度債務を 100 と算定するものです。これにより、制度資産と確定給付制度債務が同額となり、正味の確定給付負債はゼロと算定される結果となります。

なお、上記の方法に代えて、債務に適用される割引率を制度資産の期待運用収益と同一とする方法も考えられますが、この場合は割引率に関する規定を変更する必要性が生じ、それによって意図しない結果が生じないかどうか、より多くの検討が必要となり、短期間で IAS 第 19 号に限定的な改善を行うことは困難と考えられます。また、このような特別な割引率を使用する制度を特定するには、過去に IASB や IFRS 解釈指針委員会が同様の議論を幾度も行いつつも解決にいたらなかったことからわかるように難しい作業であり、特にそのような線引きが恣意的になりやすいことが懸念されています。

まだ「Capped ultimate costs adjustment model」が実務で上手く機能するかどうか、詳細な検討は行われていませんので、今後、追加的な分析やアウトリーチ活動が必要と考えられます。

IASB の決定内容

2016 年 5 月の会議で、IASB は上述のハイブリッド型の退職後給付制度の会計処理に関する実行可能性調査を「リサーチ・パイプライン」の 1 項目として追加し、それ以外の退職後給付関連の作業はワーク・プランに含めない暫定決定を行いました。このリサーチ・パイプラインに含まれる項目とは、IASB が検討することを必要と考えているものの、プロジェクトを開始する前に他のプロジェクトの完成を待つ必要がある場合や、リソースの不足等により、現時点ではアクティブなリサーチ・プロジェクトに位置付けられていないものです。これらは 2017 年から 2021 年の間に作業の開始が予定されています。

その後、2016 年 7 月の会議で、IASB は 6 月の IFRS 諮問会議及び 7 月の会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) からのアジェンダ・コンサルテーションに関するアドバイスを考慮したうえで、5 月の暫定決定を確認する決定を行っています。